

第4回定例会会議録

令和3年12月3日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和3年第4回御代田町議会定例会を開会します。

本定例会は、議案書及び資料の閲覧・検索のため、会議規則第103条の規定により、タブレットの持ち込みを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和3年12月3日

1. 本定例会に別紙配付のとおり、町長から議案18件、報告2件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、内堀綾子議員ほか6名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の3ページから16ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告

書ですので、後ほどご覧ください。

17ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） それでは報告いたします。

11月25日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和3年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案18件、報告2件の計20件であります。

一般質問の通告者は7名であります。

これにより、会期は本日より12月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程表につきましては、書類番号1、18ページをご覧ください。

会期及び審議日程表

第 1 日	1 2 月	3 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
					諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集の挨拶
					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託

第 2 日	1 2 月	4 日	土曜日		議案調査
第 3 日	1 2 月	5 日	日曜日		議案調査
第 4 日	1 2 月	6 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日	1 2 月	7 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	1 2 月	8 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日	1 2 月	9 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日	1 2 月	1 0 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日	1 2 月	1 1 日	土曜日		休会
第 1 0 日	1 2 月	1 2 日	日曜日		休会
第 1 1 日	1 2 月	1 3 日	月曜日	午前 1 0 時	委員会報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

19 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 8 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

1 2 月 9 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

町民建設経済常任委員会

1 2 月 8 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 9 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

続いて、全員協議会の日程です。

1 2 月 1 0 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 3 日までの 1 1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月13日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 赤田憲子議員

6番 中山温夫議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶をお願いします。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらず、ご参集を賜り、令和3年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。2回目の接種率が、対象となる皆様のうち8割、80%を超えた段階で、早期に希望する方への接種はほぼ終えたという判断をいたしているところであります。現在は、それでも未接種である方、また、新たに対象となる方に対して、個別接種の方法により接種機会を提供しております。

年代別の接種率等ご関心のある方、町民の皆様、議員の皆様におかれましては、ホームページで毎週、金曜日午後公表しているところをございまして、ご参照いただければと思いますけれども、特筆すべきところとしましては、1回目の接種が10代、20代においても、本日発表の数字で8割を超えてきたということが非常に特徴的なのかなと思います。

御代田町においては若い皆さん、また、若い皆さんの親御さんということでもあろうと思うんですが、のワクチンに対する関心が特別に高いなという思いをいたしているところをございまして。

町民お一人お一人の極めて賢明なご判断によって、こういった数字が積み上がってきているということにつきましては、役場を代表しまして、本当に心から感謝申し上げたいと思っているところでございます。

さて、3回目の接種についてであります。国の説明会において、概要が示されているところでございます。対象は18歳以上の住民でありまして、2回目接種から8か月以上経過した方ということになります。各種報道において、6か月以上であるとか、さらに前倒しとか、いろいろな声がありますが、基本は8か月以上経過と、ここが大前提であるということをご理解いただければと思います。接種券ができ次第、順次送付させていただきます。

予約方法はこれまでと変わりません。ウェブと電話となります。接種券がお手元に届いたところでご予約をお願いいたします。

なお、接種日程等につきましては、町内医療機関の先生方と相談の上で調整してまいります。

これまでとの大きく違う点は、御代田町においても、ファイザーとモデルナ2種類のワクチンを使用することを想定した上で、現在準備を進めているところでございます。

また、小児への接種につきましては、早ければ、来年2月から開始される可能性がございます。開始時に適切に実施できるよう、こちらにつきましても、準備をしております。

続きまして、福祉灯油購入費支援事業についてであります。

原油価格の高騰に対する緊急支援策として、暖をとる、採暖ですね。採暖に必要な家庭用灯油購入費の一部を支援する事業を実施するため、補正予算に計上し、既に専決処分いたしているところでございます。過去に実施した事業を見直し、金額も大きく、また、より多くの方を支援できる内容となっております。

まず、支給金額であります。1世帯当たり1万円、対象者は、在宅で生活される方で、65歳以上の方が全て、住民税、所得税を課税されていない世帯、また同じく、在宅で住民税所得割が課税されていない重度障害の方が属する世帯、また児童扶養手当受給世帯といたしました。11月までの転入等の増加分も見込み、合計2,110世帯への支援金に、封筒の印刷費等を加えた予算額は2,163万円の計上であります。

巷間いろいろ、事務費の割合が高いとか、いろんな施策で言われているところですが、私どもとしましては、その2,110万円の支給に対して、経費を53万円程度になるのかなと思っております。

国は、地方公共団体が生活困窮者に対する灯油購入費の助成など、原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税措置を講じるとしているところであります。

予算上は一般財源での計上となっておりますが、特別交付税措置があるということ、あらかじめご承知いただければと思います。できるだけ早くお届けできるよう現在、担当課において、作業を進めております。

続きまして、ふるさと納税寄附金についてでございます。

ふるさと納税寄附金の収入は、10月末現在の確定した値としては1億4,270万円をいただいております。昨年度は同じく、10月末現在で8,739万円でしたので、およそ1.6倍の寄附額となっております。

また、11月末現在、まだ速報でちゃんとした数字まとまっていないところではありますが、11月末では2億円を超えてきております。2億円をちょっと超えているのかなと。昨年度は、年度1年間で2億3,200万円程度だったかなと思いますので、もしかすると、この週末あたりで、昨年度1年間の金額を超えてくるんじゃないかと思っております。

実は、12月というのは一番の書き入れどきであります。この書き入れどきを待たずして、この数字になっておりますので、ここからまた、かなりの金額を積み上げていけるかなと感じております。

要因といたしましては、3月に開業しました株式会社HIRAMATSUのホテル宿泊券や、7月に、長野県より佐久市、軽井沢町、御代田町の地域資源として認定いただきました株式会社ヤッホーブルーディングのよなよなエールなど、新たな返礼品の登録が主な要因であります。

今回ご提案している補正予算では、当初予算では、2億円の寄附を見込んでおりましたけれども、現在既に、この当初予算の金額を超えてきているという状況でありますので、今回の補正予算では、1億1,000万円を上乗せさせていただき、3億1,000万円の寄附を見込むことといたしました。この数値についても、また今後、動く可能性がありますので、その場合はまた、よろしくお願ひしたいと思

います。今後も、皆様からの多くの御寄附をいただけるように取り組んでまいります。

プレミアム商品券事業、みよたん給付金事業についてであります。7月1日から開始しておりますみよたんプレミアム付商品券事業、この商品券事業は、昨年度に続いて2回目となりますけれども、12月2日現在で、お店の方々が商工会に持ってきて換金する金額といたしまして、3億4,553万円が既に換金されているということになります。発行総額は3億9,239万円でありましたので、このうち、88.0%を御利用いただいているということになります。

みよたんプレミアム付商品券のご利用期限は12月31日までとなっておりますので、商品券を購入された方で、まだ商品券をお持ちの方は、何とか忘れずにご利用いただければと思います。私もまだ、1万3,000円ほど残っていたかなと思いますので、期限までに使いたいと思います。

また、10月1日から申請の受付を開始しております事業者向け、また農業者向けのみよたん給付金でございますけれども、この事業では、12月2日昨日現在で、事業者からは277事業所、また、農業者からは116の農業者の方から申請を受けているところでございます。

こちらの申請期限は12月24日、今日から3週間後、金曜日ですね。この日までとなっておりますので、対象となる事業者、農業者で申請がお済みでない方は、お早めに申請手続きをお願いしたいと思います。

さて、本定例会に提案しました案件でございますが、専決処分事項の報告3件、人事案3件、条例案8件、補正予算案6件の計20件であります。

まず、専決処分事項の報告3件についてであります。1件目につきましては、公務外出中に対向車両と接触した事故に係る損害賠償についてであります。

こちらは、11月8日に開催された全員協議会で議員の皆様には説明いたしましたが、そのとおり、示談が成立しましたので、修理費を全国自治協会公有自動車事故共済金から支払うことについて、専決処分した旨を報告いたします。

2件目の塩野地区町道倒木に伴う家屋損傷事故に係る損害賠償については、本年8月13日からの前線停滞による大雨が原因で発生したものでありまして、こちらについても示談が成立しましたので、修理費全額を全国町村会総合賠償保険から支払うことについて、専決処分した旨を報告いたします。

3件目の令和3年度御代田町一般会計補正予算（第6号）は、子育て世帯臨時特別給付金事業と福祉灯油購入費支援金事業の計上で、1億3,043万円を増額し、歳入歳出の総額を69億4,988万円とするものであります。

子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、岸田内閣の施策として報道されているとおり、18歳以下の児童に、現金給付として5万円を支給するものであります。ほかに、5万円のクーポン券の配布についても、国で検討されているとおりでありますけれども、今回は現金給付分のみの対応ということになります。

当町では対象児童人数2,574人と算出をしております、これに×5万円プラス経費などあります。歳入歳出ともに1億3,043万円の増額とさせていただくところであります。

また、福祉灯油購入費支援金につきましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、対象世帯を2,110世帯と見込み、事務費と合わせまして2,163万円の増額を計上しました。いずれも、12月中に支給が開始できるように専決処分させていただいたところであります。

人事案の3件についてであります。

人事案の1件目につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

こちらは地方税法の規定に基づきまして、当町は3名の委員を選任しているところでありまして、そのうち、1名の任期が12月31日をもって満了となるため、同委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

2件目の教育長の任命について、及び3件目の教育委員会委員の任命については、11月8日の全員協議会で説明しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき任命しています教育長及び教育委員について、任期が満了となるため、それぞれ議会の同意をお願いするものであります。

条例案8件につきましてはありますが、条例案の1件目、御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正案は、内閣府設置の規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制制度見直しの一環として、書面規制、押印、対面規制の見直しが進められておりました、地方公共団体にも積極的に取り組むよう求められております。このことから、本条例で定められている様式の押印を廃止するものであります。

また、6件目の御代田町保育料徴収条例の一部改正案、7件目の御代田町火入れに関する条例の一部改正案、8件目の御代田町工業振興条例の一部改正案についても同様に、それぞれの条例で定めています様式の押印廃止が主な改正内容となっております。

なお、付言いたしますが、私ども、こういったことで、押印の廃止についてかなり積極的に進めさせていただいているところでごさいます、ちょっとすみません。頭の中の記憶で恐縮ですが、町にある九百数十件の様式のうち、800件以上について押印を廃止できないか、廃止するように決めたものもありますし、廃止できないか検討しているものもごさいます。検討しているものも、その多くが廃止できるかなと思います。

不要なものについてはなくしていくのが筋でありますので、そういったことを進めてまいりたい。

また、内部的な押印が必要なものについても、今、50件ほど廃止に向けて協議をしているところでごさいます。

続きまして、2件目の御代田町国民健康保険条例の一部改正案であります。

産科医療補償制度の掛金見直しから、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、出産・育児一時金について、施行規則で定める加算額の引下げがあります。一方で、それに見合う本人給付分を引き上げるという措置を行っておりまして、一時金の総額を42万円に据え置くというものであります。

3件目の御代田町国民健康保険税条例の一部改正案は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国民健康保険法施行令が改正されたため、本条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、未就学児に係る均等割保険税について5割を軽減するもの、半分を軽減するというものであります。

4件目の御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案及び5件目の御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案は、国の基準省令等の改正から、デジタル化の推進、事業者の業務負担軽減を図る観点から、書面等のほか、電磁的方法による対応もできるように、一部改正するものであります。

補正予算案の6件についてであります。まず1件目ですね。

令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）は、3億3,047万円を増額し、歳入歳出総額を72億8,036万円とするものであります。

主な補正内容ですが、当初予算では、前年度比9,500万円ほどの減額で計上していましたが町税について、給与所得及び不動産譲渡所得の増により、町民税で3,093万円の増額、また、新築家屋の建設と償却資産の増から、固定資産税で6,283万円などの増額により、補正後の額は23億7,279万円となりまして、結果的には、令和2年度当初予算額とほぼ同額になっているということになります。

また、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金が4,730万円の増、公共事業等債3,480万円の増を計上し、それに対する歳出として、向原橋の橋梁維持補修工事費7,500万円、また、町内21橋の橋梁点検委託費1,100万円を計上しました。

この事業はもともと、4年度に計画していた事業でありますけれども、交付金を受けられる時期などについて、県との情報のやり取りをしっかりとさせていただいた結果としまして、本年度に前倒しすることが望ましいという結論となりました。4年度だと受けられない可能性があるのではないかとということにして、それであれば、3年度にやることで、確実に交付金をいただくということで決断いたしまして、今回の補正で計上させていただいております。

また、ふるさと納税寄附金は先ほど申し上げましたが、1億1,000万円の増額であります。1億1,000万円の増額に対して、歳出としましては、返礼品事業者への手数料及び委託料の増額、また、ふるさと創生基金への積立金など、地域振興関係経費1億1,007万円を計上しました。

2件目の令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）は、保険税軽減分の確定による繰入金を増額を、3件目の令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）は、サービス利用実績に基づく給付費種別の組み換えを、4件目の令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、広域連合の負担金の確定による補正となっております。

5件目の令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、コロナ禍での巣ごもり需要による下水道使用料の収入増と、国庫補助事業である下水道管の長寿命化の調査費について、一般会計の橋梁修繕事業経費と同様に、前倒

しで、本年度に予算計上することで、補助金が確実に受け取れるということでありまして、今回、補正に加えたものであります。

このように、先ほどの一般会計のほうでもありましたけれども、やはり、国の方針、県の方針に即して、私どもの仕事の時期というのも臨機応変に対応していくと。これによって、国の交付金を確実に受けていくということを今回、提案させていただくところでございます。

また、6件目の小沼御代田水道事業会計は、人事異動による人件費の減額補正となっております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明申し上げますので、ご審議をいただきまして、原案どおりのご採決をいただきますようお願い申し上げます。令和3年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告について

（公務外出中に対向車両と接触した事故に係る損害賠償について）―――

○議長（五味高明君） 日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の3ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次の4ページをお開きください。

専第12号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規

定により、公務外出中に対向車両と接触した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年10月15日 専決

御代田町長 小園拓志

- 1、事故発生日時、令和3年4月27日、午後4時40分ごろ
- 2、事故発生場所、御代田町大字御代田4108番地1264附近交差点
- 3、事故の概要、上記日時・場所において、職員が訪問先から帰庁する際、信号機がなく明確な優先関係が決まっていない十字路交差点において、安全確認のため一時停止をせずに進入し、右側から交差点内に進入してきた車両の側面に衝突する事故を起こし、相手車両を破損させたものです。

令和3年9月30日に相手との示談が成立し、本事故は町5割、相手5割とした物損事故扱いとなっております。損害賠償額は4万6,641円となっております。全額を一般財団法人全国自治協会公有自動車事故共済金にて支払っております。

以上のとおり、報告をいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 報告第9号 専決処分事項の報告について

（塩野地区町道倒木に伴う家屋損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（五味高明君） 日程第6 報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書5ページをご覧ください。

報告第9号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項に規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次の6ページをご覧ください。

専第13号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、塩野地区町道倒木に伴う家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分しました。

令和3年11月17日 専決

御代田町長 小園拓志

1、事故発生日時は、令和3年8月15日、午前7時15分ごろでございます。

2、事故発生場所は、北佐久郡御代田町大字塩野字塩野山375番709の町道浅間幹線、いわゆる1,000m林道でございます。大浅間ゴルフクラブの西の町道を北上し300m西のほうに行ったところにあります。

3、事故の概要は、上記日時・場所において、北側道路端の木が路上に倒れ、反対側の民家の柵、雨樋及び屋根瓦1枚を損傷させてしまいました。事故当日の前日から大雨が続いていたため、当日早朝から町内パトロールをしていたところ、道路をふさぐように、古木が倒れているのを発見し、その場で伐採処理いたしました。

4、損害賠償額は、修理費として33万4,611円でございます。全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただき、全額支払いました。

被害に遭われた家屋の皆様にはご迷惑をおかけしました。

以上で報告は終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第86号 専決処分事項の報告について

（令和3年度御代田町一般会計補正予算（第6号））―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第86号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書7ページ、ご覧ください。

議案第86号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項に規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次のページ、お願いいたします。

専第14号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和3年11月26日 専決

御代田町長 小園拓志

今回、専決処分させていただいたのは、令和3年度御代田町一般会計補正予算(第6号)でございます。

11月19日に閣議決定された国の追加の経済対策、こちらを受けて行う新型コロナウイルスの影響により苦しんでいる子育て世帯への給付金、これについてと、町独自で行う原油価格の高騰に対する緊急支援策として行う福祉灯油等購入費支援金、こちらの補正予算についてでございます。どちらも年内に支給を始める必要があることから、11月26日付で専決処分をさせていただきました。

議案書の10ページの予算書のほうをご覧ください。

令和3年度御代田町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,043万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億4,988万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次の11ページ、ご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入についてです。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、こちらについて補正額1億3,043万円の増額をお願いしております。こちらは、子育て世帯臨時特別給付金の補助金でございます。

経済対策として実施する18歳以下の子供がいる世帯への給付金の支給に係る補助金として、補助率は10分の10となっております。

歳入合計同額の1億3,043万円でございます。

次のページ、お願いいたします。

歳出についてでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費です。補正額2,163万2,000円の増額でございます。こちらが福祉灯油購入費支援金に係る予算でございます。支給額は1万円としまして、65歳以上で、住民税所得割非課税の方が属する世帯、それから、重度障害があり、同じく、住民税所得割非課税の方が属する世帯、それから、児童扶養手当受給世帯、こちらを支給対象としまして支給するものでございます。対象世帯2,110世帯見込んでおります。

続きまして、項2の児童福祉費でございます。

1億3,043万円の増額でございます。こちらが、子育て世帯臨時特別給付金事業に係る経費でございます。18歳以下の子供がいる世帯に対し、1人当たり、5万円を支給するものです。

こちらは児童手当の受給情報を利用して支給することになりまして、中学生以下の世帯については、年内11月中に支給をする予定で進めてございます。支給対象2,574人を見込んでおります。

款14 予備費でございます。こちらが2,163万2,000円を減額しまして、歳出合計1億3,043万円の増額補正になります。

説明については以上でございます。ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

1 点、お聞きしたいと思います。

1 6 ページの上段のほうなんですけれども、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、福祉灯油購入費支援金 2, 1 1 0 万円ということで、先ほど、対象人数は 2, 1 1 0 名ということでお話あって、対象者もどういう方がということをおっしゃられましたけれども、その対象者の内訳人数をお願いしたいのと、それから、できるだけ、1 2 月に支給したいということで専決補正をするということなので、これから、対象者の方にはどういう形でお知らせがいたりするのか。その支給までのスケジュールですね。支給は早くて 1 2 月中ということですけど、いつぐらいから支給されるのか、その点についてお願いします。

○ 議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○ 保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

支給金額は、1 世帯当たり 1 万円でございます。

対象でございますが、先ほど来、説明にもありましたけれども、在宅で生活している方で、6 5 歳以上の方が全て、住民税所得割が課税されていない世帯ということで、まず 1, 8 0 1 世帯、同じく、在宅で、住民税所得割が課税されていない重度障害の方が属する世帯ということで 1 5 2 世帯、それから、児童扶養手当受給世帯が 1 3 5 世帯、そこに、本年 1 月 1 日から基準日であります 1 1 月 1 日までの転入等による増加分として 2 2 世帯ほどを見込みまして、合計で 2, 1 1 0 世帯としてございます。

支給までのスケジュールでございますけれども、明日、土曜日ですけれども、送付用の封筒が納品となります。ですので、6 日の月曜日に申請書等を封入しまして、7 日に発送予定でございます。お手元に届きましたら、必要事項を記入して、必要書類を添付の上、申請をいただきます。

初回の支給でございますが、申請書等、内容を審査し、1 2 月 1 6 日までに提出していただいたものについて、1 2 月 2 7 日の支払いを予定しております。それ以降につきましては、町の支払日に支給をまいります。

なお、申請の締切りですが、2 月の 2 8 日としております。できるだけ早く支給できるように作業のほうを進めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、締切り、いつまでが申請の締切りというのが、ちょっと聞き取り、あれだったんですよ、申し訳ない。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 申し訳ありません。申請の締切りは、来年の2月28日としてございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第86号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書18ページをご覧ください。

議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記としまして

氏名、大井秀夫氏です。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりでございます。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、固定資産税課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立て等を審査決定するために、3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、大井氏を再任するものでございます。

大井氏は、平成28年3月14日から現在まで本委員に選任されており、学識経験も豊富であるため、引き続き3期目の選任について、議会の同意をお願いいたします。

同意をいただければ、新たな任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第9 議案第88号 教育長の任命について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第88号 教育長の任命についてを議題とします。

茂木教育長におかれましては、一旦、退席を願います。

（教育長 茂木伸一君 退席）

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書の19ページをご覧ください。

議案第88号 教育長の任命について

下記の者を、教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記としまして

氏名、茂木伸一氏です。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりです。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

本案については、11月8日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、本年12月20日をもって教育長の任期が満了となります。

茂木教育長は、平成30年、教育長に就任以来、御代田町が目指す教育の方向を見据えながら、町と協力・連携しつつ、夢サポート塾の創設、子供たちと保護者自身が考えた電子メディア使用に関わる宣言と基本方針の制定、郷土学習誌みよた学の発刊を行うなど、ご尽力いただいています。引き続き2期目の任命について、議会の同意をお願いいたします。

議会の同意がいただけましたら、任期は令和3年12月21日から令和6年12月20日まで、3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第88号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

(教育長 茂木伸一君 着席)

―――日程第10 議案第89号 教育委員会委員の任命について―――

○議長(五味高明君) 日程第10 議案第89号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書の20ページをご覧ください。

議案第89号 教育委員会委員の任命について

下記の者を、教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記といたしまして

氏名、市川和明氏です。

住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は、11月8日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、現在任命している教育委員4名のうち1名の任期が12月14日をもって満了となります。新たな委員を任命させていただきます。

市川氏は、名古屋芸術大学卒業後、愛知県中学校教員として教員生活をスタートさせ、その後、長野県に戻り、県教育界に尽力いただきました。この間、文部科学省の海外派遣教員に抜擢され、ボンベイ日本人学校で海外市場の教育に当たるなど、貴重な経験を積み、この経験を生かして、退職後もミュンヘン日本人国際学校校長として赴任されております。また、中佐都小学校校長在任時は、佐久市校長会長も務められました。このように、市川氏は長年にわたって教育現場で活躍され、学校教育の指導も豊富な経験を有しておられ、人格識見ともに適任者であります。

議会の同意がいただければ、新たな任期は本年12月15日から令和7年12月14日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 89 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第 89 号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第 11 議案第 90 号 御代田町議会政務活動費の交付

に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 11 議案第 90 号 御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の 21 ページをご覧ください。

議案第 90 号 御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 22 ページ、改め分をご覧ください。

本案は、内閣府設置の規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制、制度の見直しの一環として、書面規制、押印、対面規制の見直しが進められ、地方公共団体にも積極的に取り組むよう求められております。

このことから、本条例で定めております様式の押印部分の削除と、一部文言を改めるものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

次の23ページから25ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第91号 御代田町国民健康保険条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第91号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第91号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

27ページから改正条例案、29ページから新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、令和4年1月1日から産科――妊娠や出産を扱う産科の医療保障制度が見直されまして、掛金が4,000円引き下げられます。

この掛金額は、町国民健康保険条例施行規則で規定された加算分として出産育児一時金に加算されており、総額42万円の支給となっております。

少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金総額は42万円を維持するべきとされ、上位法が改正されたため、町国民健康保険条例を改正するものでございます。

内容でございますが、本条例、章で区分されております。そのため、目次を付します。

また、第4条において被保険者とし不在者を規定しておりますけれども、本来、

号で分けるべきところ、項で分けております現状を、今回改めるものでございます。

それから、第6条において総額42万円を維持するため、一時金額を4,000円増やしまして、40万8,000円に改めます。

附則ですが、この条例は令和4年1月1日から施行いたします。また、施行日前の出産に係る一時金の額については、従前の例によるとして経過措置を設けております。

なお、加算分を規定しております国民健康保険条例施行規則もあわせて改正し、こちらは額を4,000円減額しております。したがって、一時金の総額について42万円は変わっていないということを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第92号 御代田町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第92号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書32ページをお願いいたします。

議案第92号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

33ページから改正条例案、35ページから新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において、子供――こちら未就学児になりますけれども、子供の均等割保険税を

5割減額し、その減額相当分を公費で支援する制度が創設されました。上位法の改正に伴い、町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

内容でございますが、本則において基礎課税額という語句を加えるなど、地方税法の改正に伴う、語句の正に伴う改正を行っております。

また、令和4年度に課税される国保税から、未就学児に係る均等割保険税について5割を軽減するため、第23条に項を加えております。

第2項として加えまして、未就学児について規定した上で、第1号で医療給付費分を、第2号で後期高齢者支援金分の均等割額から減額する額をそれぞれ規定しております。

現在、こちら均等割、それから平等割について軽減措置がありますが、その割合ごとに額を規定しております。

附則として、施行期日は交付日でございますが、5割軽減に関する改正につきましては、令和4年4月1日施行としております。また、この軽減は令和4年度以降分に適用し、令和3年度分までは従前どおりと適用区分を規定しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩といたします。開始時刻はブザーにてお知らせします。

（午前11時03分）

（休 憩）

（午前11時12分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第14 議案第93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

議案第93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の46ページをお願いいたします。

本条例案は、上位法令であります内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正内容でございますが、保育所等の事業者が作成、保存を行いますもの、例えば保育記録とかですとか調査票などです、それから保育所等と保護者間の手続に係るもの、お便りなどですけれども、そういったものについてこれまでは重要事項の説明以外は全て書面で行うことと定められておりましたが、今後は全て電磁的方法、情報技術ですとか情報通信技術によることも可能である旨の改正を行うものであります。

第5条第2項につきまして、これまで重要事項のみ電磁的方法の提供をすることができましたが、今後は全ての事項に対して電磁的方法による提供が可能となるため削除するものです。

また、第38条第2項においては、第5条の準用規定となっていることから、同じく削除するものです。

そして、第52条の後に、第4章雑則として電子的記録に関する条項を53条として追加するものであります。

そのほか、用語の定義の追加となります。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第15 議案第94号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第94号 御代田町家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第94号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、議案書55ページをお願いいたします。

本条例案は、上位法令であります厚生労働省令、障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設
備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部
改正に伴う条例の改正でございます。

改正理由でございますが、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、
事業者等における書面で行うものにつきましては、電磁的方法、情報技術ですとか
情報通信技術によるものの対応も可能である旨の改正を行うものでございます。

49条の次に、第6章雑則として電磁的記録に関する条項を第50条として追加
するものであります。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第16 議案第95号 御代田町保育料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第95号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第95号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の58ページをお願いいたします。

本条例案は、内閣府設置の規制改革推進会議における規制制度の見直しの一環として、書面規制、押印等が見直しが進められており、地方公共団体においても見直しに積極的に取り組むよう求められております。これを受けまして、本条例に規定されている様式の改正と様式の語句を修正をあわせて行うものであります。

様式第1号につきましては様式中の押印を削除するものとし、様式第2号中につきましては下段にあります語句の修正を行うものでございます。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第17 議案第96号 御代田町火入れに関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第17 議案第96号 御代田町火入れに関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井産業経済課長。

(産業経済課長 金井英明君 登壇)

○産業経済課長(金井英明君) 議案書の62ページをお願いいたします。

議案第96号 御代田町火入れに関する条例の一部を改正する条例案について御代田町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次の63ページ改正条例案、64ページ、65ページが新旧対照表となっております。

こちらは、内閣府の規制改革推進会議において、規制制度の見直しの一環として書面規制、押印等が見直しが進められ、地方公共団体においても見直しに積極的に取り組むよう求められております。これを受けまして、様式中の申請者押印を削除するほか、語句の修正のため改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第18 議案第97号 御代田町工業振興条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） 議案書の66ページをお願いいたします。

議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案について

御代田町工業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次の67ページ改正条例案、68ページから75ページまでが新旧対照表となっております。

内閣府の規制改革推進会議における規制制度の見直しの一環としまして書面規制、押印等の見直しが進められ、地方公共団体においても見直しに積極的に取り組むよう求められております。これを受けまして、各様式中の申請者等を削除するため改正をいたします。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第19 議案第98号 令和3年度御代田町

一般会計補正予算案（第7号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第98号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の76ページをお願いいたします。

議案第98号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書78ページをお開きください。

令和3年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,036万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の79ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号1で説明させていただきます。別紙になっております資料番号1のほうをお願いいたします。

まず最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

款1町税、項1町民税です。補正額3,093万4,000円の増額補正でございます。こちら個人町民税現年課税分として、当初予算積算と比較しまして給与所得、それから不動産譲渡所得、こちらの増によりまして増額補正をするものでございます。

項2の固定資産税です。6,283万4,000円の増額をお願いしております。

こちら、固定資産税現年課税分ということです。新築家屋の建築、それから償却資産の増加、これらの理由によりまして増額するものでございます。

続いて、款15国庫支出金、項2国庫補助金でございます。5,766万円の増額をお願いしております。このうち、4,730万円の増額は社会資本整備総合交付金としまして増額を見込んでおります。こちらは、国からの追加の要望調査がございまして、令和4年度の事業を前倒しして橋梁等の修繕、それから点検をするものに対する交付金でございます。

続きまして、款18寄附金で補正額1億1,000万円の増額をお願いしております。こちらふるさと納税寄附金でございます。新規返礼品を増加したことによりまして総額で3億1,000万円のふるさと納税を見込んでおります。

最後、款22の町債でございます。3,480万円で、こちら公共事業等債ということで、こちら社会資本整備総合交付金の事業に対する起債でございます。

歳入合計3億3,047万7,000円となっております。

次の2ページ、お願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費です。補正額で1億211万円の増額をお願いしております。こちらふるさと納税の返礼品、それからふるさと納税のサイトの手数料、それから基金への積立金ということで主なものでございます。

款3の民生費、項1社会福祉費でございます。こちら2,703万6,000円の増額をお願いしております。このうち1,930万円障害者自立支援給付費の増額につきましては、重度の訪問介護事業、それから自立訓練事業などの新たな利用者の増加に伴いまして増額させていただくものでございます。

項2の児童福祉費です。2,194万5,000円の増額をお願いしております。このうち700万円は、障害児通所給付費としまして、こちら放課後等デイサービスそれから児童発達支援、こういったことの新規利用者の増加に伴いまして増額の予算をお願いしているところです。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費です。1,282万円の増加をお願いしております。こちら496万9,000円で新型コロナウイルス接種券作成委託料ということで、こちらが3回目の接種に係る経費でございます。

款7商工費。こちらにつきましては2,940万円を中小企業資金保証料負担金

としまして、県制度資金の借入れの増加に伴う町の保証料負担でございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費です。8,600 万円の増額をお願いしております。こちら 7,500 万円が向原橋の橋梁維持補修工事、それから 1,100 万円が 21 橋分の橋梁の点検委託料となっております。

項 4 都市計画費でございます。こちらは 2,216 万 6,000 円の減額を見込んでおります。公共下水道事業特別会計操出金を 2,129 万 6,000 円減額いたします。こちら下水道の使用料の増加に伴い、一般会計の操出金を減額するものでございます。

次の 3 ページ、お願いいたします。

款 9 消防費でございます。1,006 万 1,000 円の減額をお願いしております。こちら佐久広域連合の給与費などの減額に伴う消防本部費、それから消防諸費のそれぞれ負担金の減額でございます。

款 10 教育費、項 2 の小学校費です。こちら 239 万 5,000 円の増額をお願いしております。こちら北小学校の校内放送設備の機器設置工事ということで 264 万 6,000 円ということで、こちら今年度に入りまして機器の不具合発生しております。修繕できないということで入替えを予定しております。

款 14 の予備費です。1 億 981 万 8,000 円の増額をいたしまして歳入歳出調整して、歳出合計の補正額で 3 億 3,047 万 7,000 円の増額補正でございます。

続いて、また議案書に戻りまして、議案書の 82 ページ、お願いいたします。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

こちらは、変更になります。起債の目的については、公共事業等債です。補正前の限度額は「9,070 万円」でした。こちらを、補正後の限度額「1 億 2,550 万円」に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じで変更はございません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

市村議員。

○12 番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。2 点お聞きいたします。

すみません、大きくは3点、4点ですかね。すみません。

まずは、96ページ、お願いしたいと思います。

款3民生費、項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費の備考欄のほうで12060広域保育委託料289万6,000円の増額、そしてその下になるわけですけど、12060同じくですね、地域型保育給付費491万6,000円が増額になっておりますが、それぞれの増額理由ですね。内容についてお願いしたいと思います。

続きまして、103ページです。

款8土木費、項2道路橋梁費、そして目3社会資本整備総合交付金事業の備考欄でいくと橋梁修繕事業経費として8,600万円です。この間、町長の招集挨拶にもあったように、向原橋の改修ということと、それから今年度予算が大きくついたということで前倒しで実施というお話でありますけれども、この調査測量設計委託料1,100万円の内容と、それからその橋梁維持補修工事として7,500万円の事業内容についてお願いしたいと思います。

で、これが、この前倒しで実施されることによって、実施後の整備率というのはどのくらいになるのか。その点もお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、96ページの児童福祉費のほうから、私のほうから説明いたします。

まず、広域保育委託料の増額の理由でございますが、広域保育委託の途中入園の児童が増加したことによります増額でございます。内訳は、2歳児が3名、3歳児が2名となっております。

続きまして、地域型保育給付費の増額補正の理由でございますが、こちらは小規模保育事業所おひさまと軽井沢町にありますおおきくなあれ保育園、それから小諸市にあります同じく小規模保育事業所ひなたぼっこの途中入園児童が増加したことによります。内訳ですが、おひさまにつきましては2歳児が2名、おおきくなあれ保育園が2歳児1名、ひなたぼっこが1歳児1名、以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 私のほうからは、103ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費8,600万円、そ

のうちの調査測量設計委託料の1,100万円、橋梁維持修繕工事費の7,500万円の事業内容、そして増額後の整備率ということでお答えいたします。

こちらについては、先ほどから申し上げております前倒し実施のための補正予算でございます。国においても事業を加速化されており、他の道路事業と比較しても高い内示率で重点的な予算配分となっていることから、今回の補正で増額計上いたしました。

事業内容は、調査測量設計委託料1,100万円につきましては、橋梁21橋を点検調査の委託料となります。橋梁の維持管理に当たっては、5年に一度法定点検を実施することとされており、今回該当する橋梁は前回の点検が平成29年度に実施してから5年目を迎えて2巡目の点検となるものでございます。これによって健全度を判定し、補修が必要な橋梁を把握していきます。

続きまして、修繕工事費7,500万円につきましては向原橋でございますが、こちらは橋の上部につきましては今年度実施したところでございますが、下部、しなの鉄道の軌道敷に当たるところですが、鉄道のほうが運行しているところから、しなの鉄道との協議の中で夜間工事、保安要員の確保等様々な制約の中で実施せざるを得ず、通常の工事よりも期間が長くなるということで、これを本年度から前倒しして着手し、次年度内に完了させる予定でございます。

どちらも国の補正予算成立後に長野県を通して国庫補助内示が出てからの着手となるため、3月以降に着手する予定でございます。今後、発注に向けた準備を進めていきますが、次年度への繰越し手続を経ながら、次年度末の完了になるかというふうに思います。

整備率につきましては、令和2年度末で84%だったところから、今年清万橋が完了いたしまして、さらにこの補正予算によって向原橋が完了すれば87.5%となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

尾関議員。

○1番（尾関充紗君） 議席番号1番、尾関充紗です。1点質問がございます。

97 ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 雪窓保育園費、節1 報酬
450万3,000円の減、節2 給料23万5,000円の減、節3 職員手当等
58万3,000円の減となっておりますが、減額の理由を教えてください。
お願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

まず、報酬の減額についてでございます。

理由は複数ございますが、管理栄養士兼調理師の正規職員が産前産後休暇に入る
ことから、代替え職員に関する補正予算を6月、9月で増額または減額の補正をし
ております。最終的にはフルタイムの職員を採用したため、今回予算の組替えを行
うものです。

また、これとは別に、当初予算編成時の見込みと実際の勤務体系が違いが出てき
ておりますことから、そういったことを精査した結果減額の補正となっております。

2点目の給料の減額でございますが、こちらも先ほど説明しました産休代替え職
員の採用ですが、採用の時期の違いでございます。予算上は9月からですが、実際
は11月から、そういった差額によるものでございます。

3点目の職員手当でございますが、こちらも理由は複数ございますが、主なもの
といたしましては、先ほど申し上げました産休代替え職員の採用時期の差額による
ものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関議員。

○1番（尾関充紗君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第20 議案第99号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第99号 令和3年度御代田町国民健康保険事

業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書109ページをお願いいたします。

議案第99号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

112ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,021万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

113ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金。補正額468万9,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分などの交付算定額にあわせて増額をするものでございます。

歳入合計468万9,000円の増額補正となっております。

114ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3国民健康保険事業費納付金。こちらにつきましては、財源の変更となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金。補正額 5 7 3 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。令和 2 年度保険給付費等交付金の返還金確定に伴う増額となっております。

款 7、項 1 予備費 1 0 4 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。

歳出合計 4 6 8 万 9, 0 0 0 円の増額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第 2 1 議案第 1 0 0 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 1 議案第 1 0 0 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 1 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 0 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 2 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 2 4 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,501万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

125ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金。補正額1万5,000円の増額でございます。こちらは、システムの改修費の補助額確定による増となっております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金。32万2,000円の減額でございます。佐久広域連合の補正に伴います介護認定審査会負担金の減などとなっております。

歳入合計30万7,000円の減額補正でございます。

126ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1 総務費。補正額30万7,000円の減額でございます。こちらが、佐久広域連合介護認定審査会負担金の減額補正でございます。

款2、項1 保険給付費ですが、こちら実績から今後の見込みを算出し、介護サービス等諸費を850万円減額、それから高額介護サービス等費を250万円増額、特定入所者介護サービス等費を600万円増額しており、トータルでの補正額は増減なしとなっております。

款3 地域支援事業費、項2 介護予防・生活支援サービス事業費。こちらにつきましても、総合事業高額サービス費を対象者増によりまして2万円ほど増額しております。それと、総合事業高額医療合算サービス費を実績に基づきまして2万円ほど減額しており、トータルの補正額につきましても増減なしとなっております。

歳出合計30万7,000円の減額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――日程第22 議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第2号）について――

○議長（五味高明君） 日程第22 議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書133ページをお願いいたします。

議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

136ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,237万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

137ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金。補正額84万7,000円の減額でございます。保険基盤安定負担金額確定に伴います減額となっております。

款4、項1繰越金。44万2,000円の増額でございます。こちらは、令和

2年度決算確定に伴います増額でございます。

歳入合計40万5,000円の減額補正となっております。

138ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1後期高齢者医療広域連合納付金。補正額84万7,000円の減額でございます。保険基盤安定負担金の確定に伴います減でございます。

款5、項1予備費。44万2,000円の増額でございます。

歳出合計40万5,000円の減額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第23 議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書143ページをご覧ください。

議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出します。

令和3年12月3日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、146ページをご覧ください。

令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,550万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,318万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の147ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入でございます。

上から順に補正額を申し上げます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料2,400万円の増額は、コロナ禍において各家庭などの巣籠もり時間が当初予想より超過し、使用料収入が大幅に増加したことによるものでございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金1,959万6,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

款6 町債5,160万円の増額は、下水道管渠工時における事業債借入額の変更でございます。

款7 国庫支出金、項1 国庫補助金3,950万円の増額は、令和4年度から予定していたストックマネジメント実施計画により、政府の令和3年度補正予算の増額にあわせて前倒しで事業実施する社会資本整備総合交付金でございます。

したがって、歳入合計は9,550万4,000円を増額し、総額8億8,318万1,000円となります。

次の148ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 土木費、項1 都市計画費、補正額9,608万6,000円の増額は、令和2年度消費税確定申告に伴う本年度申告額の変更増。それと、先ほど歳入で説明した社会資本整備総合交付金の増額補正にあわせた事業の増。住宅新築箇所が増えた

ことにより伴う下水道管渠整備費や公共ますの設置工事費の増でございます。

款 2 公債費、補正額 5 8 万 2, 0 0 0 円の減額は、1 0 年ごとの償還利率見直しによる所要額の変更によるものでございます。

したがいまして、歳出合計は 9, 5 5 0 万 4, 0 0 0 円を増額し、総額 8 億 8, 3 1 8 万 1, 0 0 0 円となります。

次の 1 4 9 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」

変更いたします。起債の目的は、公共下水道事業でございます。

補正前の限度額にある「6, 3 4 0 万円」を 5, 1 6 0 万円増額し、補正後の限度額を「1 億 1, 5 0 0 万円」といたします。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。1 点、お聞きいたします。

ページ数、1 5 3 ページです。款 1 土木費、項 1 都市計画費、目 2 公共下水道建設事業費の中の説明欄のほうでいくと 1 2 0 6 0、調査設計委託料 8, 6 2 0 万円という計上をされていますけれども、今、前倒しで実施していくということですが、この内容についてお願いします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、1 5 3 ページの調査設計委託料 8, 6 2 0 万円の内容について説明いたします。

2 件ほどの業務を予定しておりますが、1 件目は、令和 2 年度に策定いたしましたストックマネジメント全体計画の結果から、敷設後に 2 0 年から 3 0 年経過した、老朽化を対象にしたカメラ調査、こちらを 2 5 km、事業費 7, 0 8 0 万円になりますが、調査結果から更新、更生工事等を実施し、施設の健全化を図るものでございます。

2 件目につきましては、令和 3 年度の 1 1 月に計画策定いたしました。こちらもストックマネジメント実施計画の結果から、目標耐用年数を超過した処理場設備を

更新するため、改築詳細設計事業費 1,540 万円を実施し、こちらも施設の健全化を図るものでございます。

この 2 件の業務につきましては、社会資本整備総合交付金を活用するものでございまして、次年度に予定しておりましたが、前倒しの事業でございます。

内容については以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、それで処理場の建設云々ということがありましたけども、それは大体、事業計画とすれば何年ぐらいの計画で行われるんでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 今回の事業につきましては、調査設計のほうですから、工事ではないものですから、来年度いっぱいぐらいで完了できるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 24 議案第 103 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 24 議案第 103 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 155 ページをご覧ください。

議案第 103 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 3 号）について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 12 月 3 日 提出

続きまして、158ページをご覧ください。

令和3年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和3年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用といたしまして、217万9,000円の減額は、人事異動に伴う総係費の減額をお願いいたします。

第2項営業外費用、第4項予備費につきましては、増減はございません。

したがって、補正額217万9,000円を減額し、総額1億7,133万円となります。

第2条 職員給与費の補正、予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらについても、人事異動に伴う総係費の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第103号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第25 陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情―――

―――日程第26 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第25 陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情、日程第26 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

散 会 午後 0時05分